



簿管理人の事務取扱場所に備えおき、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社において取り扱わない。

#### 第11条(株式取扱規則)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### 第12条(基準日)

1. 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第13条(招集)

定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### 第14条(招集権者及び議長)

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第16条(議決権の代理行使)

1. 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する出席株主1名を代理人として議決権を行使

することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。

#### 第17条(決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条(取締役の員数)

取締役は、10名以内とする。

#### 第19条(取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

#### 第20条(取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

#### 第21条(役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

#### 第22条(代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

#### 第23条(取締役会の招集)

1. 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条(取締役会の決議の省略)

当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した

ときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第25条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第26条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### 第27条(取締役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第28条(監査役の員数)

監査役は、4名以内とする。

#### 第29条(監査役の選任)

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第30条(監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

#### 第31条(常勤監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第32条(監査役会の招集)

1. 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第33条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### 第34条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第35条(監査役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

### 第6章 会計監査人

#### 第36条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選出する。

#### 第37条(会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第38条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

#### 第39条(事業年度)

当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

#### 第40条(期末配当金)

当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

#### 第41条(中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

#### 第42条(期末配当金等の除斥期間)

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払い開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。